

日本学生支援機構奨学金

給付奨学生「在籍報告（4月期）」の提出について

給付奨学生の「在籍報告」の提出は、日本学生支援機構のスカラネット・パーソナルを通じてインターネットから入力することになります。

期限内に「在籍報告」の提出がない場合、令和6年5月からの給付奨学金の振込みが止まります。「在籍報告」の提出（入力）手続きをよく読んで入力して下さい。

記

1 対象者

令和6年3月までに採用された給付奨学生

※休学中・支援区分対象外等で奨学金が「休・停止中」となっている学生を含む

2 インターネットによる「在籍報告」提出（入力）期限

令和6年4月15日（月）～ 22日（月）（厳守）

3 提出書類【該当者のみ】

① 「自宅→自宅外」に通学形態を変更した学生

- ・ 自宅外通学変更届兼自宅外通学証明書類送付状[給付様式35]
- ・ 自宅外通学であることを証明する書類（賃貸借契約書や入寮証明書等）

② 「E—あなたの国籍情報」で「国籍・在留資格等に変更がありますか」という問いに対して「はい」を選択した学生

- ・ 給付奨学金「在留資格証明書類」提出書[給付様式35]…学校から配付します
- ・ 在留資格に関する証明書類

令和 6年 4月 11日

学生部 学生生活課

経済支援に関する情報は、本学ホームページ（“筑波大学奨学制度”で検索）

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/> をご覧ください。